

緊急雇用対策（抜粋）

平成21年10月23日
緊急雇用対策本部

Ⅱ. 具体的な対策

1. 緊急的な支援措置

(1) 緊急支援アクションプラン — 「貧困・困窮者、新卒者支援」

< 貧困・困窮者支援 >

(目標) 今年の年末年始に、求職中の貧困・困窮者が、再び「派遣村」を必要とすることなく、安心して生活が送れるようにする。

(アクションプランの内容)

③ 実効ある「ワンストップ・サービス」など支援態勢の強化

※ワンストップ・サービス ; 国、地方自治体等の関係機関の協力の下、利用者が、一つの窓口で必要な各種支援サービス（雇用・住居・生活支援）の相談・手続きができるようにする。

(オ) ハローワークにおける公的賃貸住宅情報の提供

- ・地方自治体等の協力を得て、離職者が利用可能な公的賃貸住宅情報を提供

④ 「きめ細かな支援策」の展開

(イ) 「住まい対策」など派遣契約の中途解除等に伴い住居を失った

貧困・困窮者支援施策の強化

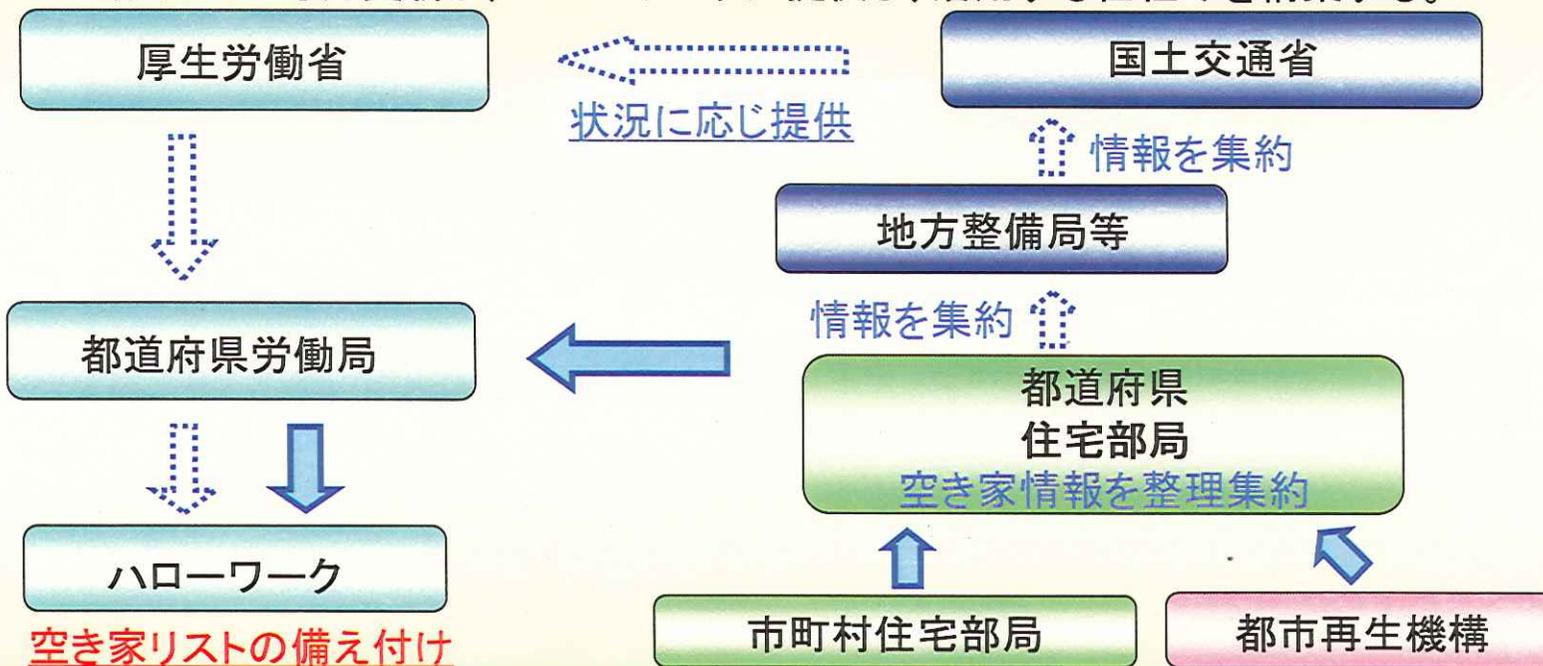
- ・地域住宅交付金を活用した民間賃貸住宅への家賃助成等の取組の推進

離職者の居住安定確保に向けた対応の強化について

緊急雇用対策を踏まえ、公的賃貸住宅（公営住宅、UR賃貸住宅等）等の空家の活用等による離職者の居住安定確保対策の充実強化に向け、以下の対策を新たに講じる

1. ハローワークにおける公的賃貸住宅関連情報提供の充実（ワンストップサービスの推進）

公営住宅、UR賃貸住宅等公的賃貸住宅のうち離職者が利用可能な住戸リスト情報を都道府県単位にて作成の上毎月更新し、ハローワークに提供し、活用する仕組みを構築する。



2. 地域住宅交付金を活用した家賃助成等の取組みの推進

福岡市^(注)のように地域住宅交付金を活用して民間賃貸住宅への家賃助成等により離職者の居住安定確保を図る取組みの推進に向け、都道府県の住宅部局を招集して先導的取組事例を紹介し、積極的な取組みを依頼する。

(注)福岡市は地域住宅交付金を活用して住宅に困窮する離職者向けに一時的に住居を提供するNPO法人等に家賃の3/4を補助している。

離職者の居住安定確保に向けた従来の取組状況

1. 施策概要

(1) 公的賃貸住宅の活用円滑化に係る施策【平成20年12月以降】

- ・ 地方公共団体が管理する公的賃貸住宅の空家の活用が円滑に図られるよう、本来の入居対象者以外の離職者に利用させる場合の手続きを簡素化
- ・ 独立行政法人都市再生機構の比較的低廉な家賃の空き家を定期借家制度の活用により更に低廉な家賃で賃貸できるよう措置
- ・ 都道府県住宅担当部局に関する情報が全国の主要ハローワークにおいて共有されるよう措置するとともに、住宅担当部局に対し、都道府県労働局及びハローワークとの連携強化に関し特段の配慮を要請するなど、住宅施策と雇用施策の連携を強化

(2) 平成21年度当初予算における施策

- ・ 地方公共団体が行う離職者の居住安定確保に資する支援策に関し、地域住宅交付金提案事業の特例枠を措置（平成21年度限り。基幹事業の5%を限度。）

(3) 平成21年度一次補正予算における施策

- ・ 地方公共団体が行う離職者の居住安定確保に資する支援策に関し、地域住宅交付金提案事業の特例枠を拡充（平成23年度までに延長。特に離職状況が深刻な地域においては基幹事業の10%を限度。）

2. 公的賃貸住宅活用の進捗状況（平成21年10月9日12時現在）

	合計	公営	改良	地優賃	公社	UR
供給決定戸数	7,004	4,345	114	207	275	2,063
入居決定戸数	3,036	2,607	64	57	160	148
入居決定人数	5,105	4,341	89	105	350	220

※入居決定戸数・人数は、供給決定戸数のうち入居を決定した戸数・人数であり、実際に入居した戸数・人数ではない。
※都市再生機構(UR)住宅については、予約戸数及び人数を含む。